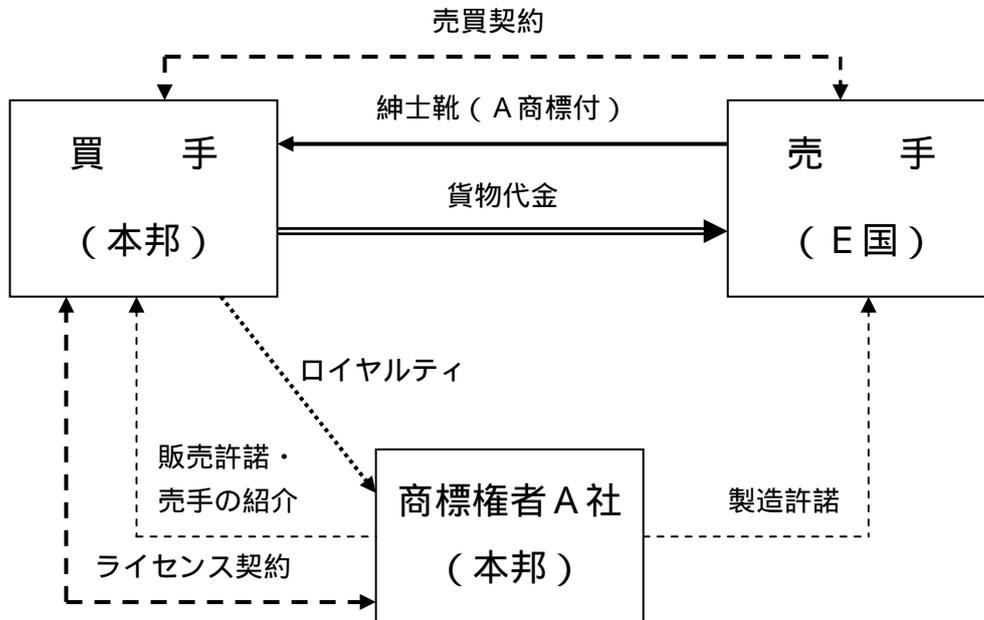


4. 売手が第三者である商標権者から製造の許諾を受けている場合に

買手が商標権者に支払うロイヤルティ



【照会要旨】

当社（買手）は、商標権者であるA社とライセンス契約を締結し、A商標が付された紳士靴を販売する権利を許諾されています。

また、当社は、A社主催の商品展示会において、A社から、A商標を付した紳士靴を製造する権利の許諾を得ているE国所在の製造者（売手）を紹介され、その売手と売買契約を締結し、今般、A商標を付した紳士靴を購入（輸入）します。

当社とA社とのライセンス契約において、当社は、輸入貨物に付されているA商標の使用の対価として、売手から購入する紳士靴の売買価格（FOB条件）の10%のロイヤルティをA社に支払うことが取り決められています。また、当社は、売手への発注内容をA社に報告することが義務付けられています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がA社に支払うロイヤルティを、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が輸入貨物に付されている商標の使用の対価としてA社に支払うロイヤルティは、輸入貨物に係るものであり、かつ、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものと認められますので、現実支払価格に加算する必要があります。

(理由)

輸入貨物に係る商標権の使用に伴う対価で、その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるものは、現実支払価格に加算することとされています。

上記の取引において、貴社(買手)がA社に支払うロイヤルティは、輸入貨物に付されている商標の使用の対価であることから、「輸入貨物に係る」ものと認められます。

また、そのロイヤルティは、A社からA商標を付した紳士靴を製造する権利の許諾を得ている売手から輸入される貨物について、貴社とA社とのライセンス契約に基づき、貴社によりA社に対して支払われるものであり、その支払がない場合には売手は輸入貨物を買手に販売しないものと解されますので、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるものと認められません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号

関税定率法施行令第1条の5第5項

関税定率法基本通達4-13(2)、(3)八、(4)

関税評価に関する取扱事例について 事例30

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)